

## 令和7年度(2025年度)第3回 宗谷圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会の開催について

北海道では、「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりに関する条例」(通称：北海道障がい者条例)の規定に基づき「宗谷圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」を設置しております。

この度、標記委員会を次のとおり開催いたしますのでお知らせします。

傍聴を希望される方は、下記によりお申し込みください。

### 記

#### 1. 日時

令和8年(2026年)2月2日(月) 午後2時00分から午後3時30分まで

#### 2. 場所

宗谷合同庁舎 別館2階 6号会議室  
(〒097-8558 稚内市末広4丁目2-27)

※会場集合及びオンラインを併用しての開催です。

#### 3. 議題(予定)

- (1) 地域課題の解決に向けた取り組みの進捗状況について
- (2) 委員会における意見を受けての対応について

#### 4. 傍聴について

- (1) 傍聴を希望される方は、傍聴希望用紙を、郵送又はFAXにより事前に提出し、  
申し込み願います。  
(申込先) 〒097-8558  
稚内市末広4丁目2-27  
北海道宗谷総合振興局保健環境部社会福祉課 主査(地域福祉) あて  
FAX番号: 0162-33-2628
- (2) 傍聴希望用紙の提出期限は令和8年(2026年)1月28日(水)【必着】とします。
- (3) 電話による申込は受け付けておりません。
- (4) 申し込みは、1人1通としてください。
- (5) 会場の座席数に限りがあるため、申込多数の場合は抽選を行い、その結果、傍聴  
できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (6) 委員会の傍聴に当たっては、次の「傍聴される皆様への注意事項」を事前に必ず  
お読みください。

(照会先) 北海道宗谷総合振興局  
保健環境部社会福祉課  
電話: 0162-33-2573  
FAX: 0162-33-2628

# 傍聴される皆様への注意事項

## 1 傍聴するにあたっての注意事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
- (2) 会議において、飲食及び喫煙はできません。
- (3) 会議において、写真撮影、録画、録音等はできません。
- ただし、地域づくり推進員等が認めた場合は、この限りではありません。
- (4) 携帯電話、スマートフォン、ポケットベル、アラーム付き時計など音の出る機器は、音が出ないようにしてください。
- (5) 傍聴中、新聞又は書籍の類を閲覧することはご遠慮ください。
- (6) 傍聴中の入退室については、やむを得ない場合を除き、慎んでください。
- (7) 委員会の議題のうち、個人が特定される等の個別事項があった場合には、一旦、退席を求める場合があります。
- (8) その他、会議開催中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。

## 2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴される方は、地域づくり推進員及び事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。
- (3) 銃刀類その他危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれのある方の傍聴はお断りいたします。